

一般社団法人近畿消化器内視鏡技師会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条

当法人は、一般社団法人近畿消化器内視鏡技師会 と称する。

なお、英語表記を Kinki Gastroenterological Endoscopy Technicians society とする。

(主たる事務所等)

第2条

- 1 当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条

当法人は、消化器内視鏡に関する諸問題を広く研究し、資質の向上に努め、会員の相互支援、交流、連絡その他会員の共通の利益を図る活動を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 技師学術集会の企画運営
- (2) 内視鏡機器に関する講習会の開催
- (3) 医学講義・教育講座などの企画運営
- (4) 会誌の発刊
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第4条

当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条

当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種 別)

第6条

当法人の会員は、次の3種とし、理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 理 事 消化器内視鏡技師であり、当法人の目的に賛同し、当法人の組織、運営、

管理について責任をもって理事としての責務を果たす者であって、理事会の承認を得た個人をいう。

(2) 一般会員 消化器内視鏡技師である者・消化器内視鏡業務に従事する者・内視鏡業務を希望する者で、当法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した個人を言う。

(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同する施設や企業等の団体で、理事会の承認を得て入会したものをいう。

(入会)

第7条

当法人に入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を得て会員とする

(会費)

第8条

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。なお、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第9条

会員は、任意にいつでも退会することができる

(除名)

第10条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (2) 理事会が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 成年被後見人、又は被補佐人となった時

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条

- 1 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。理事については、一般法人法上の会員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(種類)

第13条

当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条

- 1 総会は、理事をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(権限)

第15条

総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条

定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条

- 1 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての理事の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 2 総理事の議決権の5分の1以上を有する理事は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議 長)

第18条

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第19条

- 1 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総理事の議決権の過半数を有する理事が出席し、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総理事の半数以上であって、総理事の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
 - (6) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代 理)

第20条

総会に出席できない理事は、他の理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該理事又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議および報告の省略)

第21条

- 1 理事または監事が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告

することを要しないことについて、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条

総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および出席した代表理事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第 4 章 役員等

(役員の設定等)

第 23 条

- 1 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。その他、理事の中から、副理事長1名、会計担当理事1名、書記2名を選任する。

(選任等)

第 24 条

- 1 代表理事、副理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 25 条

- 1 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副理事は、代表理事を補佐する。

(監事の職務権限)

第 26 条

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の

終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条

役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条

- 1、役員には、報酬を与えることができる。
- 2、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる

(取引の制限)

第30条

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第31条

- 1 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

(顧問の職務)

第32条

顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条

- 1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 総会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(種類及び開催)

第35条

- 1 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事あるいは監事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第36条

- 1 理事会は、代表理事が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる

(議長)

第37条

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第38条

- 1 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 可否が同数だった時は、議長の決するところによる

(決議の省略)

第39条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第42条

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(財産の管理)

第43条

当法人の財産は、理事会が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

(事業年度)

第44条

当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条

- 1 当法人の事業計画書、収支予算書等の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第46条

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事業報告書及び決算報告書を代表理事が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て会員に報告しなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告に伴う収支報告書
 - (3) 事業計画
 - (4) 事業計画に伴う予算書
- 2 第1項の書類は、主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、理事名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条

- 1 この定款は、社員総会において、総理事の半数以上であって、総理事の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第48条

当法人は、一般法人法に規定する事由によるほか、総会において、総理事の半数以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 49 条

- 1 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章 委員会、学術集会

(委員会)

第 50 条

- 1 当法人の事業を推進するために必要に応じて、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事及び会員のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(技師学術集会)

第 51 条

- 1 学術集会は、必要に応じて随時開催する。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 52 条

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 53 条

- 1 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により決定する

(個人情報の保護)

第 54 条

- 1 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委 任)

第55条

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第56条

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成26年7月13日 改定

この定款は、当法人の現行の定款に相違ありません。

平成26年7月13日
一般社団法人近畿消化器内視鏡技師会
代表理事 橋本 逸子